

電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の制定について(報告)

改正の背景

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所が被災したことにより、同日、原子力緊急事態宣言が発せられた。

福島第一原子力発電所での災害の状況に鑑み、原子力災害の拡大を防止するため、放射線被ばく線量の上限を引き上げる必要があった。

電離放射線障害防止規則第7条

・緊急作業(※)に従事する間に労働者が受ける放射線量は、実効線量について100mSvを超えないようにしなければならない。

(※)緊急作業・・・放射性物質が多量にもれ、こぼれ、又は逸散した場合等の事故が発生し、当該事故によって労働者の受ける実効線量が15mSvを超えるおそれのある区域が生じた場合における、放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業

改正の概要

ICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧告において、「重大事故時においては、事故の制御と即時かつ緊急の救済作業における被ばくは、人命救助を例外として約500mSvを超えないようにすべき」とされていること。

放射線被ばく線量が250mSv以下では、急性期の臨床症状があるとの明らかな知見が認められないこと。

放射線審議会における妥当であるとの答申

今回の事態に限り、緊急作業に従事する労働者の被ばく線量の上限を、250mSvに引き上げた。

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令」を制定(3月14日施行、3月15日公布)

平成２３年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令による読替後の電離放射線障害防止規則第７条について

読替後の電離放射線障害防止規則第７条

（緊急作業時における被ばく限度）

第７条 事業者は、第４２条第１項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第４条第１項及び第５条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。

２ 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。

一 実効線量については、**２５０ミリシーベルト（読替前：１００ミリシーベルト）**

二 眼の水晶体に受ける等価線量については、３００ミリシーベルト

三 皮膚に受ける等価線量については、１シーベルト

３ 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。

関係条項

第42条第1項各号

- 第3条の2第1項の規定により設けられた遮へい物（*）が放射性物質の取扱い中に破損した場合又は放射線の照射中に破損し、かつ、その照射を直ちに停止することが困難な場合
- 第3条の2第1項の規定により設けられた局所排気装置又は発散源を密閉する設備（*）が故障、破損等によりその機能を失った場合
- 放射性物質が多量にもれ、こぼれ、又は逸散した場合
- 放射性物質を装備している機器の放射線源が線源容器から脱落した場合又は放射線源送し装置若しくは放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の故障により線源容器の外に送り出した放射線源を線源容器に収納することができなくなつた場合
- 前各号に定めるもののほか、不測の事態が生じた場合

* 労働者が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計を1週間につき1ミリシーベルト以下にするために設けるもの。設置対象は次のとおり。

- ・ 放射線装置室（エックス線装置等を設置する専用の室）
- ・ 放射性物質取扱作業室（密封されていない放射性物質を取り扱う作業を行うときの専用の作業室）
- ・ 貯蔵施設（放射性物質等を貯蔵する施設）
- ・ 保管廃棄施設（放射性物質等の保管廃棄を行う施設）

第4条第1項及び第5条

（放射線業務従事者の被ばく限度）

第4条 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける**実効線量**が**5年間に**
つき100ミリシーベルトを超えず、かつ、**1年間に**つき**50ミリシーベルト**を超えないようにしなければならない。

2 （略）

第5条 事業者は、放射線業務従事者の受ける**等価線量**が、**眼の水晶体に受けるものについては1年間に**つき**150ミリシーベルト**、**皮膚に受けるものについては1年間に**つき**500ミリシーベルト**を、それぞれ超えないようにしなければならない。

基発 0 3 1 5 第 7 号
平成 2 3 年 3 月 1 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための
電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の施行について

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成 2 3 年厚生労働省令第 2 3 号。以下「本省令」という。）が、平成 2 3 年 3 月 1 4 日に施行されることとして本日公布されたところである。

本省令は、東北地方太平洋沖地震に起因して生じた東京電力福島第一原子力発電所の事象に対し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を迅速に実施するためのものであることから、下記に示す趣旨を十分に理解し、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本省令の適用に関し、追加で指示をすることがありうるので、留意されたい。

記

第 1 省令の概要

平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 1 5 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第 1 7 条第 8 項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、特にやむを得ない緊急の場合は、電離放射線障害防止規則（昭和 4 7 年労働省令第 4 1 号。以下「電離則」という。）第 7 条第 2 項に示す緊急作業に従事する労働者の線量の上限を、1 0 0 ミリシーベルトから 2 5 0 ミリシーベルトとすることとしたこと。

第 2 細部事項

- 1 本省令の適用対象となる区域は、現時点においては緊急事態応急対策実施区域に指定された東京電力福島第一原子力発電所から半径 3 0 k m 圏内であること。
- 2 本省令の施行日は平成 2 3 年 3 月 1 4 日であるが、本省令の適用に当たっては、原子力緊急事態宣言がなされた日から原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間における緊急作業で被ばくした線量について通算すること。
- 3 本省令の「特にやむを得ない緊急の場合」とは、事故の制御と即時かつ緊急の救済作業を行うことがやむを得ない場合をいうこと。

- 4 その他、平成13年3月30日付け基発253号「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」第3の8「第7条関係」に留意すること。
- 5 被ばくした労働者への事後的な健康管理については、労働安全衛生法第66条第4項に基づき臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示すること、及び事業者が電離則第44条に基づく緊急作業に従事する労働者に対する医師の診察又は処置を速やかに受けさせることについて、確実に実施されたい。

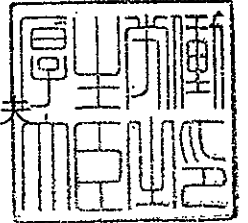


厚生労働省発基安 0314 第 2 号
平成 23 年 3 月 14 日

放射線審議会

会長 丹羽 太貫 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための
電離放射線障害防止規則の特例に関する省令に係る放射線障害の防止に関する
技術的基準の制定について（諮問）

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離
放射線障害防止規則の特例に関する省令に係る放射線障害の防止に関する技術的基
準を別添のとおり制定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律
（昭和 33 年法律第 162 号）第 6 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定に係る諮問事項

緊急作業時における被ばく限度

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第四項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、特にやむを得ない緊急の場合は、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「百ミリシーベルト」とあるのは、「二百五十ミリシーベルト」とする。

22 国放審議第 12 号

平成 23 年 3 月 14 日

厚生労働大臣

細 川 律 夫 殿

放射線審議会会長

丹 羽 太 真



平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 23 年 3 月 14 日付け厚生労働省発基安 0314 第 2 号をもって諮問のあった件については、妥当である。

なお、当審議会では、「国際放射線防護委員会（ICRP）2007 年勧告（Pub.103）の国内制度等への取入れについて－第二次中間報告－」（平成 23 年 1 月 放射線審議会基本部会）を策定しており、本規定の運用において参考になるものである。

国際放射線防護委員会(ICRP)

1990年勧告(抄)

6.3.2 緊急時における職業被ばくの制限

(224) 事故に直接伴う職業被ばくは、プラントの設計とその防護上の特徴および緊急時手順の用意によってのみ制限することができる。理想的には、平常状態において許される範囲内に線量を抑えることを目標とすべきであるが、このことは通常は可能であるとはいえ、重大な事故時には常にそうであるとは限らないかもしれない。

(225) 事故に直接起因する被ばくに加えて、緊急時の間と救済措置時における緊急チームの被ばくがあろう。重大な事故においてさえも、これらの被ばくは作業管理により制限することができる。受ける線量は平常の状況におけるよりも高くなりそうであり、これは平常の線量とは区別して取り扱われるべきである。緊急チームが高い被ばくをするような緊急事態はめったにないので、重大事故時には、防護の長期的なレベルを下げることなく、平常状況に対する管理をいくらか緩めることが許される。この緩和において、事故の制御と即時かつ緊急の救済作業における被ばくは、線量評価によって制限することがめったにできない人命救助を例外として、約0.5 Svを超える実効線量とならないようにすべきである。皮膚の等価線量は、この場合も人命救助を除き、約5 Svを超えることは許されるべきでない。緊急事態がいったん制御されたならば、救済作業における被ばくは、行為に伴う職業被ばくの一部として扱われるべきである。

※ 国際放射線防護委員会(ICRP)

ICRPはInternational Commission on Radiological Protectionの略。国際放射線医学会議によって1928年に設置された学術的機関である。

放射線防護の基礎となる根本原則を検討し、その結果をICRP勧告として各国における放射線防護の関係機関、専門家に示すことを目的としている。

ICRPの勧告および報告は、国際機関や各国においても権威あるものとして認められている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（厚生労働二二三）

〔告 示〕

○原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件の全部を改正する件（内閣府一一）
○平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（経済産業四〇）

省 令

○厚生労働省令第二十三号
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項の原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第四項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、特にやむを得ない緊急の場合は、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「百ミリシーベルト」とあるのは、「二百五十ミリシーベルト」とする。

附 則

この省令は、平成二十三年三月十四日から施行する。

告 示

○内閣府告示第十一号

「平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所を変更したので、平成二十三年内閣府告示第九号（原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件の全部を改正する件）の全部を次のように改正する。

平成二十三年三月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

一 原子力災害対策本部

（一）名 称 平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部

（二）設置場所 東京都（総理大臣官邸）

（三）設置期間 平成二十三年三月十一日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

二 原子力災害現地対策本部

（一）名 称 平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部

（二）設置場所 福島県庁

（三）設置期間 平成二十三年三月十一日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間